

主幹総合交通心理士への昇格審査基準と手続きについての細則

交通心理士補、交通心理士、または主任交通心理士が、日本交通心理学会認定「交通心理士」に関する規則の第5条(1)の(i)(ii)(iii)に該当し、日本交通心理学会の専門職として資質があると認められた場合は主幹総合交通心理士に認定されるが、この他に主任交通心理士から主幹総合交通心理士への昇格の審査基準とその申請手続きについては、次に定めるところによる。

I. 申請の基準

1 次の(1)～(2)までの条件の全てを満たしていること。または、資格認定委員会が主幹総合交通心理士に相応しいと特に認めた者。

(1) 主任交通心理士資格取得後の年数

5年以上

(2) 大会参加

日本交通心理学会大会または日本交通心理士会大会に過去5年間で7回以上参加していること

II. 申請の手続

(1) 所定の申請書に必要書類を添付して提出のこと。

(2) 申請の手続きは随時受け付ける。

III. 審査

(1) 審査は、原則として一年に一回、次の項目について行う。

・ 書面審査

(2) 審査結果は随時通知する。

IV. その他

申請の際に提出された書類等は、原則として返却しないこととする。

V. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成26年 4月26日 制定
平成27年11月14日 改正
平成30年10月27日 改正
令和 5年 4月15日 改正・施行